

厚生省厚生科学研究費補助金

長寿科学総合研究

平成10年度研究報告書

高齢者虐待の発生予防及び援助方法に関する学際的研究

(H10-長寿-091)

多々良紀夫

## 高齢者虐待の発生予防及び援助方法に関する学際的研究

総括研究者 多々良紀夫（淑徳大学社会学部教授）

本研究は、高齢者の虐待の実態を把握すると共に、その家族、地域等の背景要因、世代間転移、世代間葛藤を含む発生メカニズム、生活意識、社会制度等との関連性につき解明し、リハビリテーション、看護、介護関連専門職の実践の場での活用を目的としている。

平成10年度においては、「在宅要介護高齢者の虐待発生に関する事例調査」の全国訪問看護ステーション 955ヶ所への郵送調査の実施、大都市近郊農村60歳以上の要支援者78名を対象とした訪問面接調査、「高齢者虐待が発生した家庭に関するアンケート」の全国の老人デイサービスセンター・在宅介護支援センターの専門職各 1,000名への郵送調査を行った。その結果、各々の調査において多数の虐待を把握し、各側面からの分析を行い虐待発生のメカニズムの解明を行った。

### <研究組織>

#### 主任研究者

多々良紀夫（淑徳大学社会学部教授）

#### 分担研究者

染谷椒子（淑徳大学社会学部教授）

田中莊司（東海大学健康科学部教授）

副田あけみ（東京都立大学人文学部教授）

萩原清子（関東学院大学文学部教授）

安梅勲江（国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所研究員）

### A. 研究目的

少子高齢社会の到来に対処するため、政府は新ゴールドプランの計画的実施や介護保険法の創設により要介護高齢者が安心して生活できる社会の建設を進めている。その中で昨今、高齢者の虐待問題が社会的に大いに注目されるようになってきている。家族変容、扶養意識の変化等に伴い、ニーズの多様化に呼応した支援に期待が高まる一方、現実に高齢者の虐待問題が生

じた際の相談窓口、援助方法を含む支援システムは、わが国においてはほとんど手つかずの状況である。未だ日本における高齢者の虐待に関する詳細な実態について、ほとんど把握されていない現状であり、日本の文化背景を踏まえたその発生の予防や発生後の専門職の対応方法に関する知識・技術の蓄積は喫緊の課題である。

そこで本研究は、学際的な視点から虐待事象を把握し、虐待発生の背景（家庭・社会）的要因を分析しながらその発生メカニズムを解明し、今後必要とされる社会的対応策を策定することにより、高齢者のリハビリテーション、看護、介護支援に資することを目的とするものである。

### B. 研究方法

本研究は3つの領域からの複合的な展開を意図している。即ち、高齢者虐待の発生及び防止に関する実証調査研究（田中チーム）、生活の自己決定意識と老人虐待に関する関連要因分析研究（安梅チーム）、高齢者虐待が発生した家

庭内における世代間ダイナミックスの研究（多々良チーム）である。これらの複合解析により、高齢者虐待に関する全国規模の横断研究及び特定地域の縦断研究による実態及び発生機序分析、高齢者自身、家族、地域社会、専門職からの高齢者虐待に対する意識と実態の差異をはじめ、世代間比較分析による世代間転移、葛藤等のダイナミックスの構造分析を行うものである。

本年度田中チームは、「在宅要介護高齢者の虐待発生に関する事例調査」を全国の訪問看護ステーション 955カ所に実施し、分析を行った。虐待の事例のみを対象とする従来の調査とは異なり、過去1年間に担当した事例のうち虐待と思われる事例を1例、および、一番最近に訪問看護を実施した要介護高齢者で虐待と思われる状況が観察されなかつた事例1例、合計2例の事例を得て、この調査では「虐待あり」群と「虐待なし」群の比較分析により高齢者虐待の発生要因となる危険因子を明らかにした。

安梅チームは、高齢者虐待の予防のため、在宅高齢者の虐待を受けるリスクと高齢者及び介護者の特性との関連を明らかにすることを目的とし、大都市近郊農村60歳以上の要支援者78名を対象に、看護職、ケースワーカー等保健福祉領域の専門調査員からなる4人で訪問面接法による調査を実施した。

多々良チームは、「高齢者虐待が発生した家庭に関するアンケート」を無作為抽出による全国の老人デイサービスセンター・在宅介護支援センター各1,000、合計2,000機関へ実施した。アンケート表Aにおいては回答者の特性、高齢者虐待件数、虐待被害者や加害者の情報等を収集し、アンケート表Bでは「身体的虐待」と「世話の放任」についてのみ記述を求め、具体的な虐待事例を把握した。

## C. 研究結果

田中チームは調査により高齢者虐待件数 277 および、コントロールグループとしての非虐待件数 346を把握した。その分析結果は、被虐待高齢者の特性として、全体の75%が女性であり、平均年齢は81歳、寝たきり77%、痴呆80%であった。身体精神状況では「問題行動を伴う痴呆」、「精神的不安定・疾患」、「コミュニケーション障害」等が非虐待ケースの場合よりも高率で有意な差が見られた。また、介護者の虐待リスク要因では、「心身の疲労」、「もともとの嫁姑の人間関係の悪化」、「精神・身体的障害有」、「サービス不利用の傾向」等が非虐待ケースの場合よりも高率であることがわかった。主な介護者の虐待率は 85%で嫁、娘、息子が上位を占めていた。

安梅チームは、訪問面接調査の結果、被虐待リスクのあるものは78名中14名であり、虐待リスクは女性、痴呆、高依存度、失禁、徘徊、感覚障害のある高齢者、及び介護者が嫁の場合高かった。多重ロジスティック回帰分析の結果、徘徊、介護者の健康障害及び対象者への無理解がリスク要因として選択された。

多々良チームは、アンケート調査により 731 の有効回答（回収率36.6%）を得て、合計1,039 件の高齢者虐待を把握し分析を行った。虐待被害者の特性としては、平均年齢81.0歳（平均値・中央値共）、女性が73.8%を占めていた。虐待加害者の特性として、平均年齢は平均値で56.4歳、中央値で55.0歳で、女性が 62.5%であり、続柄では被害者の子供（主に息子）、子の配偶者（主に嫁）が多いことが分かった。

## D. 考察

田中チーム：今回の調査において、「虐待あり」群と「虐待なし」群の比較分析を行い、在宅要介護高齢者の虐待発生に関する要介護者側、介護者側の双方の危険因子を明らかにした。し

かし、単変量解析により有意な差があった項目がそのまま虐待発生に関連しているとは言い切れないが、要介護者側の状況として性別、年齢、生活自立度、心身状況、介護者側の状況として主介護者の性別、年齢、続柄、介護者状況等の項目について詳しく調べることが重要であり、虐待を受けている可能性のあるケースかどうかを予測するには役立つと言える。しかし、これらの要因が複合的に、しかも個人的・家庭内要因、社会的要因とも重層化されて虐待が発生すると思われる。

今後、虐待防止のためには高齢者、介護者、家族の虐待に関する意識改革が必要であり、さらに保健福祉関係者自身も虐待認識を深め、要介護者及び介護者の双方へのきめ細かな援助と支援システムの構築が必要であると思われる。

安梅チーム：本研究の対象である日本の典型的な大都市近郊農村であるT村の要支援対象者の被虐待リスクあり群の割合は10%代と他の外国の先行研究に比較して極端に相違のない可能性が示された。

高齢者の特性による被虐待リスク関連要因では75歳以上の女性・問題行動のある高齢者に被虐待リスクが高かったが、外国・日本の先行研究でも同様の結果がでている。問題行動をとりやすい痴呆高齢者の特性に関する知識や対処方法の介護者への提供が必要である。

虐待の種類の順位については、他の研究と多少異なるが、調査対象、調査方法の違いによると思われる。

主介護者は嫁が多く、虐待リスクも嫁が多かった。協力者を得られず主介護者ひとりに介護負担が集中することが多いが、介護プログラムを作る際、介護協力者が得られるような具体的工夫も必要であろう。

多々良チーム：本研究は、他の先行研究より多い1,039件の高齢者虐待を把握したことによ

り、統計的分析を可能にした。また、同じ研究方法や虐待の定義を用いて行われたものでない研究との比較は慎重を期すべきであるが、いくつかのアメリカの先行研究等との比較も可能にしたと言える。まず、虐待被害者の平均年齢は、本研究では中央値、平均値共81.0歳であったが、アメリカの老人虐待の平均年齢より高かった。被害者の性別では、アメリカにおける男性の被虐待者の割合が日本に比べて少し多いと言える。

虐待加害者の性別内訳については、本研究では女性が62.5%を占めるのに対してアメリカでは女性は52.4%(1994年)との報告があり、かなりの違いが見られた。また、加害者の被害者との続柄に関しても日米のデータの比較により、大きな違いが得られた。日本では「子と子の配偶者」の割合が異常に多く、さらに分析すると「息子の嫁」が「子の配偶者」の殆どを占めるという欧米にはない日本特有な現象が判明した。また、「配偶者」が加害者になる割合がアメリカより日本の方が多いということも分かった。

## E. 結論

本年度の研究において、3側面から高齢者虐待の調査を行った結果、多数の高齢者虐待を把握した。また、それぞれのデータの分析結果から、類似した虐待被害者の特性、虐待加害者の特性、虐待リスク要因等が得られた。しかし、次年度において、本年度の量的調査による統計分析では得られなかった高齢者虐待のより詳細なデータの訪問面接調査による収集および分析、特定地域での縦断研究等による、虐待発生の背景的要因を分析しながらその発生のメカニズムの解明が引き続き必要と思われる。

今後、本研究の成果を踏まえ、日本独自の高齢者虐待指標の開発、高齢者虐待の予防の視点を加味したケアマネジメントの導入を含めた地域における高齢者虐待予防のシステムの確立、

介護者への支援体制の確立等が急務であると思われる。

#### F. 研究発表

##### 1. 研究発表

本研究テーマでシンポジウムを行うために、アメリカ老年学会第50周年大会（1999年11月18日～23日迄、サンフランシスコにて開催）に応募している。シンポジウム発表者は、多々良紀夫主任研究員を中心に、田中莊司および安梅勅江の両分担研究者が行う予定である。

##### 2. 論文発表

- ①安梅勅江：地域における高齢者虐待の実態と予防に関する研究、地域保健、投稿中
- ②鈴木英子、安梅勅江：地域在住高齢者の虐待関連要因に関する研究、日本保健福祉学会誌 5(2)、1999、投稿中

## 身体的虐待および世話の放任の実態に関する研究 —高齢者福祉サービス専門職からの報告をもとにして—

分担研究者 多々良紀夫 (淑徳大学社会学部教授)

家庭内暴力の世代間転移、具体的には「高齢者虐待は世代間を転移するのか」と言う疑問の社会科学的な究明を試みるのが多々良分担研究班の三年間を通しての研究課題である。後日、全国各地の高齢者虐待が発生した家族から、訪問面接調査方法を用いてデータ収集を行う。平成10年度においては、全国アンケート調査によって「身体的虐待および世話の放任が発生した家庭」を発見・分析する作業を行った。本研究は、「家庭内における高齢者の虐待」のみに焦点をあてたので、「施設内における高齢者の虐待」は研究対象に入っていない。

### A. 研究目的

本研究課題「高齢者虐待は世代間を転移するのか」の究明に不可欠なプロセスは、高齢者虐待が発生した家族内における「世代間の人間関係のダイナミックス」を観察・分析することである。これは多々良分担研究班が、平成11年度に訪問面接調査方法を用いて行う研究活動の主要部分である。本年度の多々良研究班の研究目的は、翌年度の訪問面接調査の対象となる「高齢者虐待が発生した家族」をアンケート調査方法を用いて全国各地から発見した後、記述目的統計処理方法 (descriptive statistics) を使用して分析を行うことであった。

### B. 研究方法

多々良分担研究班の平成10年度の研究活動は、「高齢者虐待が発生した家庭に関するアンケート調査」というタイトルの「質問調査用紙」を作成する作業から始まった。用紙の構造であるが、「アンケート表A」と「アンケート表B」

の二部に分かれていた。アンケート表Aでは、回答者の属性について知ること、さらに高齢者虐待件数や虐待被害者や加害者についての特定の情報を収集することが目的であった。高齢者虐待の種類として、以下の5つのタイプを各々に短い定義をつけて表示した——(1)身体的虐待 (2)世話の放任 (3)情緒的・心理的虐待 (4)金銭的・物質的な搾取 (5)性的虐待。回答者は、それぞれの虐待について「業務を通して過去2年間に表示された高齢者虐待の定義にあてはまるような状況に出会った件数」を記入することになっていた。虐待の定義は、日本 (田中、1995、上田、1998) や外国 (Wolf、1989、Tatara、1995) の先行研究のいくつかを参考にして作成した。虐待件数の記入を「2年以内」に出会った事項に絞ったのは、多々良研究班内において2年以上前の出来事に関する「記憶の正確性」に疑問があるという考え方が優勢であったからである。従って、この決定は特別な理論的な根拠に基づいているわけではないが、実用的で妥

当なものと言えよう。

次に、アンケート表Bであるが、ここでは「身体的虐待」と「世話の放任」のみに関して具体的な事例の記述を求めた。回答者はアンケート表Aで「数字」としてあげた虐待の一つ一つについての情報を「把握している事実の範囲で」いくつかの項目にわたって詳細に記入することになっていた。これらの項目には、以下のものが含まれていた——「被害者の年齢・性別」「加害者の年齢・性別」「加害者の被害者との続柄」「被害者の主たる介護者」「被害者の同居家族の続柄」。さらに、回答者は、虐待を「気付いたきっかけ」「虐待と思われる状態」、それに被害者の「家庭内の特筆すべき事柄」について記述した後、各事例に関して虐待は「今回だけである」のか「以前からあったように思う」のか判断を下すことになっていた。多々良研究班にとって、アンケート表Bで収集された虐待事例についての「質的データ」は、平成11年度の研究計画をたてるうえで非常に重要なことは言うまでもない。

多々良研究班は、上記の内容のアンケート用紙を数ヶ所における「予備検査」(プリテスト)を経て完成させた。そして、このアンケート用紙を、無作為抽出法で選出された「老人デイサービスセンター」および「在宅介護支援センター」各々1,000機関(合計2,000機関)に郵送した。サンプリングに関しては、これらの機関の全国統合組織である「全国デイサービスセンター協議会」と「全国在宅介護支援センター協議会」の協力を得て、両協議会の事務局を担当する全国社会福祉協議会高年福祉部のコンピューターがサンプル抽出作業を行った。厚生省の資料では平成9年度末現在、全国には合計6,477老人デイサービスセンターが存在した。本研究は、アンケート用紙郵送の段階でその内15.4%をカバーした。一方、同時期に合計4,155の在

宅介護支援センターが全国各地に存在した。本研究がアンケート用紙を郵送したのは、その内の24.1%にあたった。

## C. 研究結果

### 1. アンケート回答率

合計768機関が、記入済みのアンケート用紙を返送したが、その中で有効回答は731であった。総計2,000の機関にアンケート用紙は郵送されたので、これは36.6%の回答率を意味した。老人デイサービスセンターからの回答数は合計331で、全有効回答の45.3%を占めていたが、アンケート用紙は1,000の老人デイサービスセンターに配布されていたので、それを規準に考えると回答率は33.1%に減る。さらに、回答数331は、全国の老人デイサービスセンター数の5.1%に当たった。一方、在宅介護支援センターは、合計400機関が有効回答を寄せた。これは、有効回答の54.7%であるが、調査を依頼した1,000機関をもとに計算すると回答率は40.0%であった。最後に、回答数400は、全国の在宅介護支援センター数の9.6%に当たることが判明した。

### 2. 回答者の属性

アンケート回答者は、本研究に参加した2つのタイプの機関のさまざまな職員であった。回答者は、何らかの形で「高齢者の福祉サービス」に関わっている専門職であることが分かった。この中で大多数(54.7%)を占めていたのは「生活指導員・相談員」であったが、「看護婦」もかなりいた(16.3%)。続いて、約10人に1人の回答者(9.1%)が「施設長」であったので、以上の3つのタイプの専門職で全回答者の8割を占めることになった。次に、約3分の2の回答者(69.5%)は、勤続年数が5年以下であった。さらに、中央値が3.0であるという事実は、半数の回答者の(現在所属している機関での)

専門職経験は、3年以下であることを意味していた。

### 3. 「高齢者虐待と思われる状況」に遭遇した頻度

かなり多くの回答者が、過去2年間に高齢者虐待と思われる状況に遭遇したことがあると報告した。例えば、全回答者の約4割強が「世話の放任」(42.3%)や「身体的虐待」(40.4%)が発生したと思われる状況に遭遇したと回答した。続いて、およそ3人に1人の回答者(29.9%)は、「情緒的・心理的虐待」と思われる状況に遭遇したということであったが、「金銭的・物質的な搾取」に関しては、約6人に1人の回答者(17.1%)が、それと思われる状況に遭遇したとのことであった。しかし、「性的虐待」だと思われる状況に遭遇した回答者はほんのわずか(1.6%)であった。

全回答者の約4割が「身体的虐待」か「世話の放任」だと思われる状況に遭遇したと報告したにもかかわらず、高齢者虐待が「増加している」と述べた回答者は全体の2割(19.7%)にも満たなかった。約半数(50.7%)の回答者が「どちらとも言えない」と答えたのは、高齢者虐待は「増加していない」と断言した回答者がわずかに10人に1人以下(8.8%)であったと同様に興味深い発見であった。ちなみに、これらの回答から高齢者虐待の発生率や発生件数を推定することはできない。しかし、これらの回答は、高齢者の介護に関する専門職が「老人虐待だと思われるような状況」に頻繁に遭遇していることを物語っていた。最後に、高齢者虐待の発生件数としては、本研究では「身体的虐待」と「世話の放任」のみのデータを収集したのだが、回答者全員があげた虐待発生件数は、過去2年間で合計1,039であった。このうち、506件が身体的虐待で、残りの533件は世話の放任であった。残念ながら、これらの数字は全国高齢

者虐待発生件数を推定するためのいかなる外挿法にも役立たない。

### 4. 虐待被害者の特性

アンケート回答者は、合計1,039件の高齢者虐待を確認したが、これらの事態に関わっていた高齢者虐待被害者の総計は、1,058であった。先にも述べたように、この数字は「身体的虐待」と「世話の放任」のみの被害者である。先ず、平均年齢であるが、中央値、平均値共81.0歳であった。次に、被害者の性別を見ると、本研究の場合、男性が26.2%で、女性の被害者が残りの73.8%を占めていた。続いて、ちょうど5人に2人(40.0%)の虐待被害者の主たる介護者は被害者の「子の配偶者」であることが分かった。さらに、本研究の場合、殆ど(98.5%)の子の配偶者は「息子の嫁」であった。次に、約3分の1(33.5%)の虐待被害者の主な介護者は、被害者の「子供」であったが、この場合の内訳は、過半数(53.0%)が「娘」であった。

### 5. 虐待加害者の特性

「身体的虐待」と「世話の放任」についてのみだが、本研究のアンケート回答者は合計975人の虐待加害者を確認した。平均年齢は、平均値で56.4歳、中央値で55.0歳であるから、先の虐待被害者の平均年齢(平均値、中央値共81.0歳)に比べて加害者の平均年齢は、かなり低いと言える。加害者の性別内訳は、男性が37.5%、女性が残りの62.5%であった。さらに、加害者の性別を虐待のタイプごとに検討し直したところ、3分の2近く(62.3%)の男性の加害者が身体的虐待に関わっているのに対し、女性の加害者の場合、過半数(57.5%)が世話の放任に責任があることが判明した。

続いて、虐待加害者の被害者との続柄であるが、5人に2人近く(38.4%)の加害者は、被

害者の「子供」である。次に、被害者の「子の配偶者」が3割強(36.0%)であった。従って、この2つの加害者グループを合わせると総加害者の4分の3になる。そして、被害者の「配偶者」が約2割(19.8%)を占めるから、他の加害者の割合は極少ない。さらに、被害者の「子供」は、具体的には「息子」が3人に1人弱(61.3%)で、残り(38.7%)は、被害者の「娘」であった。最後に、被害者の「子の配偶者」の内訳は、圧倒的(99.2%)に「息子の嫁」が占めていて、「娘婿」は殆どいなかった(0.8%)。

## 6. 「虐待は今回だけなのか」一回答者の評価

本研究では、アンケート回答者があげた虐待事例の「1件毎」にその虐待が「今回だけである」のか「以前からあったように思う」のか回答者自身の「判断」を求めた。身体的虐待についても(90.9%)、世話の放任に関しても(96.2%)、回答者は、殆どの虐待事例は、「以前からあったように思う」と判断した。

## 7. 虐待事例のプロファイル

回答者は、数多くの虐待事例を記述した。その中から「身体的虐待」と「世話の放任」の定義に合うような事例を各虐待のタイプから5例プロファイルを表示することにした。これらの事例は、「代表的な虐待事例」としてではなく「異なった、様々なケースを示す目的」のために挙げたものである。

### <身体的虐待>

#### ①76歳女性の事例

- ・デイサービスセンターからの報告
- ・長男(45歳)と長男の妻、孫との同居世帯
- ・「いつまで生きているんだ」と長男に殴られたり、孫にも「早く死ね」と叩かれるとの訴えがあり、実際に癌も絶えなかった。

#### ②65歳の女性の事例

- ・在宅介護支援センターからの報告
- ・夫(71歳)との二人暮らし
- ・妻はパーキンソン病で、身体介護をかなり要する。できないことを無理にやらせようとする(例えば、歩かせようとする)。倒れると、倒れたままにする。イライラすると腕を引っ張ったり、叩いてしまうことがあると話された。

#### ③64歳男性の事例

- ・在宅介護支援センターからの報告
- ・長女(35歳)、次女との同居世帯
- ・介護者(長女)は、幼い頃より、トイレを汚していると叩かれたりして育つ。母親も生前、父にきつくされていた思い出があり、憎しみあり。

現在は立場が逆転する。長女によって皿を投げつけられたり、頭に傷を受けることもある。壁にガラスが刺さっている時もあるし、床にガラスの破片が散らばったままであることもある。

#### ④80歳女性の事例

- ・在宅介護支援センターからの報告
- ・主の夫と息子(47歳)との同居世帯
- ・夫は寝たきり状態であり、主たる介護者は息子(十数年前から無職)
- ・ADLレベルのダウンが著明になってきた時期に、平手打ち、殴る、家具に縛り付けるなどの虐待が見られた。介護者から「殴ってしまった」など、話されることもあるし、職員の訪問時にも暴力行為があった。

#### ⑤89歳男性の事例

- ・在宅介護支援センターからの報告
- ・主の妻、長男(48歳)夫婦との同居世帯
- ・長男が飲酒しては、主の居室に入り、ベットから引きずりおろしたり、ビールをかけたり、たばこの火で皮膚を焼いたり、殴ったりする。

一晩中くどくどと文句を言い続け寝かさない。

#### <放任・放置>

##### ①83歳女性（実母）と86歳女性（義母）の事例

- ・デイサービスセンターからの報告
- ・上記の二人と、長男とその嫁（嫁であり娘、55歳）と孫との同居世帯
- ・主たる介護者は長男の妻で実母と義母を介護している。
- ・おむつ交換を家族がいやがるので、水分をあまり摂取しようとしている。また、その交換頻度は低い。夏期、居室の温度管理が不適切なことと、水分不足に起因するのではないかと思われる発熱が見られる。怒られるからと歯磨きを頼めず、口腔内が不潔な状態である。

##### ②84歳女性の事例

- ・デイサービスセンターからの報告
- ・次男（55歳）とその妻の同居世帯
- ・次男夫婦とも精神疾患あり、受診中。
- ・おむつ交換はしない。食事は一日に、コンビニの弁当一つ。家庭内はビールの空き瓶が転がっており、尿・便のついた布団や座布団が散乱し、悪臭が漂う。本人は自分の介護より、次男夫婦のことを気遣っている様子。

##### ③82歳女性の事例

- ・在宅介護支援センターからの報告
- ・長男（53歳）とその妻、孫三人との同居
- ・主を土蔵の中に入れ、寝具、衣料も十分に与えず、食事は一日一回。鍋の中にご飯が少し入れてあり、梅干しと、月一回位切り身の焼き魚が一切れ。水分は全く与えず。脱水と栄養失調でしばらく入院したが、元気になるとすぐ連れて帰る。

##### ④66歳女性の事例

- ・在宅介護支援センターからの報告

- ・夫（70歳）との二人暮らし
- ・髪が伸び放題。目やにで目が開かない。口のまわりに食べ物がこびりついている。爪が伸びて、中が真っ黒。おむつ交換を朝までしない。着替えが面倒くさいので上から布団を掛けたままで、下は素裸。自分で食べることができないのにお椀に入れた食物を胸の上に放置している。

##### ⑤72歳の女性の事例

- ・在宅介護支援センターからの報告
- ・子（42歳男性）と二人暮らし
- ・子は警備の仕事をしているため、家には寝るために帰宅するのみ。
- ・主は徘徊があったが放置され、警察等から保護された旨の連絡があるまで家族は探さない。入浴させなかつたり、爪を切らない、洋服が着たままなど不衛生。出来合いの食品は多量にあるが、賞味期限をはるかに過ぎていたり、傷んでいたりする。

## D. 考察

### 1. 先行研究のレビュー

これまでの欧米での高齢者虐待研究、特に家庭内における高齢者虐待の実態研究は、様々な方法を用いて、いくつかの異なった所からデータを収集した。それらの先行研究の代表的なデータの「出所」(source)には、以下の5ヶ所が含まれていた。

- (1) 機関からサービスを受けている高齢者自身。
  - (2) 高齢者にサービスを提供する機関、またはそれらの機関に所属する専門職。
  - (3) ケースの記録、あるいは専門職が作成したクライエントに関する報告書。
  - (4) 成人保護サービス機関が管理する高齢者虐待通報データ。
  - (5) 無作為抽出方法により選出された高齢者のサンプル。
- 例えば、アメリカで最初に高齢者虐待の全国発生率を推定したと言われるラウとコスバーグは、

高齢者専門医療クリニックの「患者記録」を丹念に調べたし(Lau and Kosberg, 1979)、またブロックとシンノットは、高齢者のサンプルを直接調査した後、4.1%の調査に参加した老人は何らかの虐待を受けていると結論を出した(Block and Sinnott, 1979)。さらに、数多くの研究者は、高齢者の介護専門職や高齢者サービス機関の職員を直接調査やアンケート調査の対象にした(Dolon and Blakely, 1989; Sengstock and Liang, 1982)。これらの調査の結果は多様で、研究手法の違いが同じ現象の研究でも様々な結果を生むと言うことを証明した。また、成人保護サービス機関が収集する「通報データ」は、タタラなどの研究者によって長い間高齢者虐待研究のために使われてきた(Tatara, 1989, 1990, 1996)。

さらに、最近完成した米国で初めての高齢者虐待実態調査では、タタラ等は、様々な高齢者サービス機関や地域の公的機関（警察、病院）などの職員を、一種の秘密「監視員」のような形で使用して高齢者虐待発生の実態を調査した(Tatara, et al, 1998)。この調査方法は「見張り人アプローチ」(Sentinel approach)としてアメリカでは知られているが、タタラが高齢者虐待実態調査に採択するかなり前に米国連邦政府が全国児童虐待調査に何度も使ったことがある。

最後に、社会科学的にみて最も確実なデータ収集アプローチは、「ランダム・サンプリング」法であるということに異論はないであろう。しかし、いくつかの難点、特にコストが高くつくことのために高齢者虐待研究に使われたことは、ピルマーとフィンケルホアの「ボストン調査」以外になかった。国立高齢者問題研究所(National Institute on Aging)からの研究費でサポートされたこの調査は、アメリカで初めて高齢者虐待発生率を 1,000人の高齢者当たり 32

人の被害者（または3.2%）と推定すると共に、アメリカ全国では701,000人から1,093,560人の高齢者が毎年何らかの虐待（「金銭的・経済的な搾取」は除く）を受けているという結論を出した(Pillemer and Finkelhor, 1988)。

これらの研究は、その殆どが虐待の「発生」とか「普及」についての研究である。その他にも、アメリカに関してのみ言えば、虐待リスク要因の研究(Johnson, 1991; Pillemer, 1992; Coyne, et al.)、虐待加害者の研究(Anetzberger, 1987)、マイノリティ一人種と高齢者虐待の研究(Tatara, 1997; Tatara, 1998)、高齢者虐待の国際比較(Kosberg and Garcia, 1995)、高齢者虐待と倫理的課題(Johnson, 1995)、高齢者虐待に関する法律の研究(Tatara, 1995)など多種多様な研究が行われている。

一方、日本での高齢者虐待研究は、まだ歴史が浅く、その種類も、数も少ない。これまでの研究はその殆どが「虐待事例調査」であった。それらの先行研究は、本研究と同じように高齢者サービス機関や専門職からアンケート調査法を用いて事例を収集した(田中、1995；高崎、1995；上田、1998)。しかし、本研究に比べて確認された虐待事例の件数はかなり少なかった。例えば、田中等は 400 の在宅介護支援センターを調査して 114 件、また高崎は、訪問看護ステーションと在宅介護支援センターの両機関を合わせて合計 368ヶ所から 171 件。そして上田の場合は、専門職の調査で 42 件が報告された。さらに、各々の研究は、高齢者虐待についていくつかの新しい情報を提供したと言えよう。

## 2. 研究結果の分析

研究方法について言えば、本研究は、アメリカの高齢者虐待研究の「伝統」(tradition)から少しも外れていない。本研究が行ったように、高齢者サービス機関やその職員を調査するとい

う研究方法は、アメリカでは何年も前から使われていた。日本での先行研究と比較した場合でも、本研究は、田中等が用いた研究方法（田中、1995）と大きな違いはない。しかし、本研究は先に述べた通り、いずれの先行研究より多くの虐待件数を確認した。件数が多いと言うことは、統計的分析を可能にした。そして、本研究と他の研究（特にいくつかのアメリカにおける先行研究の結果）との比較も可能にしたのである。しかし、厳密に言えば、どの高齢者虐待研究も全く同じ研究方法や虐待の定義を用いて行われたものではないので、異なった研究の比較は慎重を期すべきであることは言うまでもない。このような「警告」を踏まえた上で、以下2～3の比較を試みることにする。

先ず、虐待被害者の平均年齢は（中央値、平均値共）本研究では81.0歳であった。これは判明しているアメリカの老人虐待被害者の平均年齢より高い。例えば、タタラは、アメリカの州の成人保護サービス機関で運営されている高齢者虐待通報システムで収集されたデータをもとにいくつかの研究を行ったが、虐待被害者の平均年齢（中央値のみ）は、1993年度で76.0歳、1994年度で76.5歳と報告している（Tatara and Blumerman, 1996）。次に、被害者の性別であるが、本研究の場合は、男性が26.2%で、女性の被害者が残りの73.8%を占めていた。タタラのアメリカの高齢者虐待被害者の研究では、1993年度で男性が31.9%、女性が68.0%、さらに1994年度は、男性が37.8%、女性が62.1%であった。

（Tatara and Blumerman, 1996）。これらの数字は、アメリカにおいては男性の虐待被害者の割合が日本に比べて少し多いことを示している。

次に、虐待加害者の性別であるが、本研究では、男性が37.5%で、女性が残りの62.5%であった。これに対しタタラは、アメリカでは45.7%（1993年度）から47.5%（1994年度）の虐待加害

者が男性で、女性の加害者は全体の54.0%（1993年度）または、52.4%（1994年度）だと報告しているので（Tatara and Blumerman, 1996）、日本とアメリカでは、加害者の性別内訳がかなり違うようである。続いて、加害者の被害者との続柄についても日米の比較が可能だと言うことが分かった。即ち、本研究では判明している加害者の38.4%は被害者の「子供」であった。この場合、「子供」とはいわゆる「成人の子供」又は「アダルト・チルドレン」（adult children）だと考えて間違いないであろう。次に、36.0%は「子の配偶者」そして19.8%が「配偶者」の順で続いた。一方、アメリカの研究でも、最も多いため加害者は「成年の子供」で、全体の33.3%（1993年度）から35.0%（1994年度）を占めていた（Tatara and Blumerman, 1996）。そして、「配偶者」（1993年度が13.2%で1994年度が13.4%）と「他の家族」（1993年度が13.0%で1994年度が13.6%）が次に続いた。これらの数字だけを見ると、日本とアメリカはよく似ていると思われる。しかし、データをよく検証すると、アメリカの場合、日本で言う「子の配偶者」は、被害者の「成年の子供」の区分に入っていることが分かる。従って、両国の高齢者虐待加害者の内訳を比べる時は、被害者の「子供と子の配偶者」の混合グループ（全加害者の74.4%）と被害者の「子の配偶者を含む成年の子供」（1994年度で全加害者の35.0%）を比較しなければならない。この結果、日本の場合、「子供と子の配偶者」の割合が異常に多いことが分かる。さらに数字を詳しく分析すると、「息子の嫁」が「子の配偶者」の殆どを占めていることも判明する。これは、欧米にはない現象で日本特有なものと言えるのではないであろうか。また「配偶者」が高齢者虐待の加害者になる割合は日本の方が多いと言うことは興味深い発見であった。

最後に、虐待事例のことであるが、本研究で

発見された身体的虐待や世話を放任の事例は、統計調査の「副産物」のようなものだと言ってよい。面接調査で十分な資料を収集した後に、プロファイルを完成させてコメントをするので、ここでは現時点で判明していることのみに関して言及する。これらの事例は、一見して数年前多々良が報告したアメリカの老人虐待事例（多々良、1994）と大差ないように思われる。しかし、よく見ると虐待行為の内容や関わっている人達の特性などに、文化や社会事情の違いが反映されていることが分かる。スペースの都合で、アメリカの虐待事例の記述は控えるが、先ず、アメリカの高齢者虐待加害者には日本と比べて、アルコール中毒者や麻薬常用者、又は精神障害者が圧倒的に多い（Anetzberger, 1987）。さらに、発砲に至るケースは少ないかもしれないが、虐待行為に「銃」（ピストル、短銃等）が使われることがよくあるのがアメリカの高齢者虐待の特徴の一つであろう。一方、アメリカに比べて、「殴る、蹴る」等の暴力行為が比較的少ないのは日本の高齢者虐待の特性であるが、これは虐待加害者の大多数が「女性」であるという事実と関係があるかもしれない。

#### E. 結論

本研究は「高齢者虐待は世代間を転移するのか」を究明するための研究対象となる家族を発見するのが目的であった。この目的は達成することができた。収集した統計的なデータの信頼性や、回答者が記述した虐待事例の「質的な価値」は、期待をはるかに上回るものであった。従って、本研究には、主体となる面接調査研究の予備的な役割しか期待していなかったけれども、これを急きよ変更して、本研究になかば独立した研究としての「ステータス」を与えることにした。と言うことは、本研究の結果をもとにして、「学会発表」や学会誌投稿論文の作成などを行うものとする。

#### F. 引用文献

- 1) Anetzberger G. (1987). The Etiology of Elder Abuse by Adult Offspring. Springfield, Illinois: Charles C. Thomas.
- 2) Block, M. R. and Sinnott, J. D. (Eds.) (1979). The Battered Elder Abuse Syndrome : An Exploratory Study. College Park, Maryland : University of Maryland Center on Aging.
- 3) Coyne, A. et al. (1993). "The Relationship Between Dementia and Elder Abuse". American Journal of Psychiatry. 150(4). 643-646.
- 4) Dolon, R. and Blakely, B. (1989). "Elder Abuse and Neglect: A Study of Adult Protective Service Workers in the United States". Journal of Elder Abuse & Neglect. 1, 31-49.
- 5) Johnson, T. F. (Ed.) (1995). "Elder Mistreatment : Ethical Issues, Dilemmas, and Decisions" A Special Issues of the Journal of Elder Abuse & Neglect. Vol. 7.
- 6) Johnson, T. F. (1991). Elder Mistreatment : Deciding Who Is at Risk. Westport, CT: Greenwood Press.
- 7) Kosberg, J. I. and Garcia J. L. (Eds.) (1995). Elder Abuse : International and Cross-Cultural Perspectives. New York: The Haworth Press.
- 8) Lau, E. and Kosberg, J. (1979). "Abuse of the Elderly by Informal Care Providers". Aging. (September/October), 11-15.
- 9) Pillemer, K. and Finkelhor, D. (1988). "The Prevalence of Elder Abuse: A Random Sample Survey". The Gerontologist. 28, 51-57.
- 10) Sengstock, M. C. and Liang, J. (1982). Identifying and Characterizing Elder Abuse. Detroit, Michigan : Wayne State University Institute of Gerontology.
- 11) 高崎絹子(1995). “老人の虐待と支援の研究”

- (1)”.保健婦雑誌.51(12).966-977.
- 12)田中莊司(1994).“高齢者虐待の実態”.月刊福祉.8.102-105.
- 13)Tatara, T. et al. (1998). National Elder Abuse Incidence Study -Final Report. Washington, D.C.:The National Center on Elder Abuse (NCEA).
- 14)Tatara, T. (ed.) (1998). Understanding Elder Abuse in Minority Populations. Philadelphia, PA:Taylor & Francis.
- 15)Tatara, T. and Blumerman, L. (1996). Summaries of the Statistical Data on Elder Abuse Domestic Settings : An Exploratory Study of State Statistics for FY93 and FY 94. Washington, D.C.: The National Center on Elder Abuse (NCEA).
- 16)Tatara, T. (1995). An Analysis of State Laws Addressing Elder Abuse, Neglect, and Exploitation. Washington, D.C.: The National Center on Elder Abuse (NCEA).
- 17)Tatara, T. (1990) . NARCEA's Suggested State Guidelines for Gathering and Reporting Domestic Elder Abuse Statistics for Compiling National Data. Washington, D.C.: The National Aging Resource Center on Elder Abuse (NARCEA).
- 18)多々良紀夫 (1994) . 老人虐待：アメリカは老人の虐待にどう取り組んでいるか. 東京：筒井書房.
- 19)上田照子他. (1998). “在宅要介護高齢者の虐待に関する研究”.日本公衆衛生学会誌.45(5) 437-447.
- 20)Wolf, R. and Pillemer, K. (1989). Helping Elderly Victims. New York:Columbia University Press.

#### G. 研究発表

本研究テーマでシンポジウムを行うために、アメリカ老年学会第50周年大会（1999年11月18日～23日迄、サンフランシスコにて開催）に応募している。シンポジウム発表は、多々良紀夫主任研究員を中心に、田中莊司および安梅勲江の両分担研究者が行う予定である。

## 高齢者虐待の発生及び防止に関する実証的調査研究

分担研究者 田中 荘司 (東海大学健康科学部教授)  
副田 あけみ (東京都立大学人文学部教授)  
萩原 清子 (関東学院大学文学部教授)

単に暴力的な行為のみならず、高齢者の意思に反して与えられる精神的苦痛をも人権侵害であり、あってはならない虐待と捉え、これら高齢者虐待の発生を防止するために、本年度は、全国の訪問看護ステーション 955 カ所を対象に「在宅要介護高齢者の虐待発生に関する事例調査」を実施した。虐待を受けている要介護高齢者 227 ケース及びコントロールグループとして把握された 346 の非虐待ケースを比較分析した結果、「虐待あり」群と「虐待なし」群との間に、高齢者側、介護者側の双方に高齢者虐待を発生させると思われる危険因子が明らかになり、今後の虐待発生防止策を考える上で一つの基礎資料が得られた。

### A. 研究目的

少子高齢社会の到来に伴い、65 歳以上人口の「老年人口」は益々増加し、総務省による 98 年 10 月推計によると初めて 2 千万人を上回ることが明らかになり、高齢者に対する対応は緊急を要する課題となっている。とりわけ要介護高齢者が安心して生活できる社会を建設するため、政府は新ゴールドプランの計画的実施や介護保険制度の創設を行ってきた。

一方で、高齢者を取り巻く家族環境の変化や扶養意識の変化、価値観が多様化するなかで、昨今、高齢者の虐待問題が社会的に注目されるようになってきた。しかし虐待のような新たな福祉ニードに対しては、従来の福祉対応では賄いきれなくなっている。そのような中で、現実に高齢者の虐待問題が生じた際の相談窓口や援助方法を含む支援システムは、わが国においてはほとんど手つかずの状況にある。

そこで、本研究の目的は、新たな福祉ニードであるわが国の高齢者虐待についてまず、実態を把握し、その上で虐待発生の背景となる要因を明らかにしながら、虐待発生のメカニズムを解明し、今後必要とされる社会的対応策を策定するために必要かつ有効な支援策の方向を示すことにある。

### B. 研究方法

本年度は、訪問看護ステーションにおいて訪問看護サービスを利用する要介護高齢者を調査の対象とした。全国 955 カ所の訪問看護ステーションに対して、過去 1 年間に担当した事例のうち、

虐待と思われる状況が観察された一番最近の要介護高齢者の事例を 1 例、及び一番最近に訪問看護を実施した要介護高齢者で虐待と思われる状況が観察されなかった事例を 1 例、の合計 2 つの事例の提供を依頼した。なお、過去 1 年間に虐待と思われる状況が観察された事例がなかった場合には、1 番最近に訪問看護を実施した事例についてのみ回答を依頼した。

調査期間は、平成 10 年 10 月 26 日から 11 月 30 日で、その間に調査票の郵送と回収を行った。調査票を郵送した 955 カ所の訪問看護ステーションのうち、387 カ所のステーションから回答がえられた(回収率 40.5%)。

今回の調査に用いた虐待の定義は以下の通りである。

#### 1. 身体的暴力による虐待

他人から殴られたり・蹴られたり・つねられたり・押さえつけられたり等の暴行を受け、身体に外傷・内出血(痣)・打ち身・捻挫・火傷等の傷跡が見受けられる場合。また、意思に反して身体を拘禁された場合。

#### 2. 性的暴力による虐待

高齢者や障害者が性的暴力またはいたずらを受けたと見受けられた場合。

#### 3. 心理的障害を与える虐待

主として介護者や職員側等からの言葉による暴力(侮辱・脅迫)や家族内での無視等によって心理的に不安定状態または心理的孤立に陥り、日常生活の遂行に支障をきたすおびえなどの精神状態が見受けられる場合。

#### 4. 経済的虐待

高齢者や障害者の年金などの現金を渡さない、

または、取り上げて使用したり高齢者や障害者所有の不動産等を無断で処分するなどされ、過度の経済的不安感を与えられたと見受けられる場合。

### 5.介護などの日常生活上の世話の放棄、拒否、怠慢による虐待

日常の介護拒否・健康状態を損なうような放置(治療を受けさせない・適切な食事が準備されていない等)・日常生活上の制限(火気器具等の使用制限)や戸外に閉め出すなどによって、高齢者や障害者の健康維持・日常生活への援助が意図的にされていないと見受けられる場合(ただし、介護者の無理解、無知による非意図的な場合は除く)。

調査票の内容は、「虐待あり」ケース、「虐待なし」ケースの両方について、同じ形式で要介護者の状況、主介護者の状況についてたずねた。要介護者に関する質問として、要介護者の性別、年齢、生活自立度(障害老人の日常生活自立度・寝たきり度判定基準および痴呆性老人の日常生活自立度判定基準による)、身体・精神状況、同居家族の有無、別居子の有無、要介護期間をたずねた。介護者に関する質問としては、主介護者性別、主介護者年齢、主介護者と要介護者との関係、要介護者との居住形態、介護者の状況をたずねた。なお、「虐待あり」のケースについては、虐待発見の経路、虐待の種類、虐待者と介護者との関係、虐待者の状況および虐待発見後の対処について質問した。

つぎに、分析方法にふれると、「虐待あり」ケースは「虐待あり」群として、「虐待なし」ケースは「虐待なし」群としてまとめ、両群について、項目別カテゴリ度数(NA 含む)の単純集計と单変量解析を行った。单変量の解析は、調査項目のカテゴリー数が 2 つの質的变数については、オッズ比を算出し、カイ二乗検定を行なった。カテゴリーが 3 つ以上の質的变数については、カイ二乗検定のみ行なった。量的变数(年齢)については、両群の平均値を算出し、F 検定で等分散と判定された場合には t 検定を、等分散と判定されなかつた場合には Welch の方法を用いて検定を行なった。統計解析には、表計算ソフト Excel と統計ソフト HALBAU を用い、有意水準を 5% としてオッズ比、平均値の差、構成割合の差の有意性を検討した。なお、割合、平均値の検定は、NA を除いて行なった。

## C. 研究結果

### 1.回答者の概要と回答事例の状況

今回の調査回答者 387 人の性別は、男性 1.3%、女性 96.6%、NA 2.1% と訪問看護ステーションを調査対象としているだけに圧倒的に女性が多かった。回答者の平均年齢は、43.2 歳で、看護職の平均経験年数は 17.5 年とベテランといえる者が回答者になっている。しかし、「指定老人訪問看護事業(老人訪問看護ステーション)」の制度化が 1992 年と日が浅いためか、訪問看護ステーションの平均勤務年数は 2.6 年とやや短めである。回答者の勤務するステーションの母体をみると、医療法人が 56.6% と半数を超えて、ついで、「その他」 24.0%、社会福祉法人 9.6%、行政 6.2% と続いている。回答者 387 人のうち、虐待事例が「あり」と答えたものは 227 人(58.7%) で、「なし」は 160 人(41.3%) と、何らかの虐待に遭遇している者が半数をこえて 6 割弱に達していた。387 人の回答者からえられた事例数は、虐待事例が 227 ケース、非虐待事例は 346 ケースであった。

### 2.分析結果の概要

今回の研究結果の眼目は、「虐待あり」群と「虐待なし」群を比較することにより、高齢者虐待の発生要因となる危険因子を探ろうとするところにある。以下の結果の概要是、統計的な有意差の有無を中心に報告する。

#### 1) 「虐待あり」群と「虐待なし」群に有意な差があった要介護者側の変数

「虐待あり」群(以下あり群と略)は、「虐待なし」群(以下なし群と略)に比べて、女性の割合が有意に多く、平均年齢は、あり群のほうがなし群よりも有意に低かった。また、要介護者の身体・精神状況では、あり群はなし群よりも「精神的不安や精神疾患がある」「不定愁訴や介護要求が多い」「性格がきつく感謝の表現がない」人の割合が有意に多かった。特にオッズ比が大きかったのは、「性格がきつく感謝の表現がない」で、この状況にある要介護者は、そうでない要介護者よりも虐待を受けている確率が約 4 倍も高いことが推測された。今回の分析は、单変量解析の段階であるため、単純にオッズ比の比較はできないが、要介護状態にある高齢者自身の性格は、要介護者と介護者の関係の悪化に強く影響して虐待を発生させることが推測される。

## 2) 「虐待あり」群と「虐待なし」群に有意な差があった介護者側の変数

あり群はなし群と比較して、主な介護者に男性の割合が有意に多く、平均年齢は、あり群の方がなし群よりも有意に低かった。主な介護者の介護者状況については、以下の介護状況にある介護者の割合が有意に多かった。すなわち、「長期にわたり介護者一人で介護している状況に心身ともに疲れている」、「介護者は仕事と家族の両立で余裕が持てない」、「若い頃の夫婦関係の悪化が、要介護状態の高齢期にそのまま移行している」、「もともとの嫁姑の人間関係の悪化があった」、「女性が介護するのが当たり前ということに不満を感じている」、「配偶者が介護に非協力的のみならず、愚痴の聞き役にもなってくれず、ねぎらいの言葉もない」「独立した人格を認めない扱いを受けている」「精神障害あるいは身体障害を持っている」、「要介護状態になった親の財産・金銭を自由に使うのは当然という考えが見られる」、「介護者自身がサービスの利用を好まない」といった状況である。特に、オッズ比が大きかったのは、「若い頃の夫婦関係の悪化が、要介護状態の高齢期にそのまま移行している」、「もともと嫁姑の人間関係の悪化があった」といった人間関係の問題(オッズ比は約8倍)や、「女性が介護するのが当たり前ということに不満を感じている」、「独立した人格を認めない扱いを受けている」といった介護者への心理的サポートの不足(オッズ比は約4~16倍)、「要介護状態になった親の財産・金銭を自由に使うのは当然」という考えが介護者に見られる(オッズ比は最高で約111倍)等であった。前述したように今回の単変量解析の段階では、単純にオッズ比の比較はできないが、介護による介護者側の心身の疲労や仕事と介護の両立による余裕の無さといった、いわゆる「介護負担」よりも(オッズ比は2倍強)、むしろ、若い頃からの夫婦関係の悪化やもともと嫁姑関係はよくなかったといった「人間関係史」からくる現在の人間関係の問題(オッズ比は8倍)が虐待発生に大きく影響しているように思われる。以上の結果から、家族という集団と家族の中の一人ひとりの関係のあり方がより虐待発生の要因になり得ることが推測される。つまり、家族の中の一人ひとりが個としての人格を認めあうか否かが虐待発生に関連してくるといえる。このことは、裏を返せば、「介護者自身がサービスの利用を好

まない」という項目とも関連してくる(オッズ比は3倍強)。介護は家族が担うものという介護者自身の考えが強ければ家族以外の社会的サービスを利用しながらの介護にはならず、結果として虐待につながりやすいことが伺える。

## 3) 「虐待あり」群と「虐待なし」群に有意な差がなかった変数

まず、要介護者の身体・精神状況では、「問題行動を伴うほどの痴呆や寝たきり、視聴覚障害や失語症といったコミュニケーションの障害」は、あり群となし群の間に統計的な有意差はなかった。介護者側の状況では、「介護者自身高齢で、健康上介護要求にこたえるのに限界」、「アルコール依存症あるいは薬物依存である」、「最近失業した。または職場での配置転換など職場の環境変化があった」、「必要なサービスを利用したくても周りから反対がある」といった項目に有意差が認められなかった。しかし、外国での調査結果や我々の過去の事例研究においては、これらは虐待発生の危険因子であると認識されている。いうまでもなく、一回の統計的調査において有意差がなかったからといって、これらの変数が虐待発生の危険因子であることが完全に否定されるわけではないため、今後もこれらの変数との関連については、さらに検討していく必要があると考える。

## D. 考察

今回の調査研究の特徴は、在宅要介護高齢者の虐待発生要因を明らかにするために、「虐待あり」群と「虐待なし」群について、統計的手法を用いて比較分析したことにある。その結果、在宅要介護高齢者の虐待発生の危険因子である可能性が高い要因がいくつか明らかになったことは注目される。そこで、以下では、これらの結果について今後の虐待発生を防止する観点から考察を加えたい。

今回の分析は、上述したように単変量解析の段階のため、今回の分析結果から、有意な差があり、オッズ比がより大きかった項目が、虐待の発生により強く関連しているということまでは判断できない。しかし、虐待を受けている可能性のあるケースかどうかを予測するにある程度役立つ情報が得られたと考えられる。虐待を受けている可能性のあるケースかどうかを予測するには、以

下の項目について調べることが重要と考える。

#### 1.要介護者側の状況

要介護者の性別、年齢、生活自立度、身体精神状況(とりわけ精神的・行動的問題、過剰な精神的訴えの有無、性格上の問題)。

#### 2.介護者側の状況

主介護者の性別、年齢、主介護者の続柄、介護者状況：介護負担に関する意識と実態に関する項目、人間関係・家族関係史、家族の中の一人ひとりの人権意識・個の尊重の有無、介護者自身の心身上の 健康度、要介護状態になった親の財産・金銭の所有と使途に関する親子関係の問題、介護者自身の社会的介護利用意識の有無。

これらの状況は虐待発生に係わっている可能性はあるが、単一の要因によって虐待が発生するとは考えられない。多くは、これらの要因が複合的に、しかも個人的・家族内要因とともに社会的要因とも重層化されて虐待発生にいたるのであろう。その意味では、何が虐待で、何があつてはならない事柄であるかを高齢者はもとより介護者・家族の意識改革が必要と思われる。同時に、家族介護をサポートする保健福祉関係者自身が虐待意識を深め、要介護者及び介護者双方にとって虐待防止に向けたきめ細かい援助システムを構築するべきであろう。

#### E. 結論

高齢者虐待の定義は、未だ確定したものとはなっておらず、様々な捉え方が可能な状態にある。今回、我々が使用した定義は、少なくとも欧米諸国の研究では、一般的に使用されている考え方であるとはいって、その定義の妥当性をさらに検討していく必要があるだろう。また、今後は、どの種類の虐待がどの項目と関係づけられるのかといった研究や、どの項目が最も虐待の有無の判別に役立つか、あるいは虐待発生のメカニズムを明確にするためのモデルづくり等が必要である。そのため、次年度の研究課題として、さらに多変量解析によるデータの分析を行っていく予定である。同時に、本年度の統計的方法では把握しきれなかった質的な部分について、「虐待あり」群と「虐待なし」群に関するケーススタディを実施し、虐待発生の予防と支援策に必要な基礎的資料を得るつもりである。

そして、最終的には、ある人が虐待を受けてい

るかどうかをより簡便にスクリーニングできる日本版の虐待指標を開発していきたい。米国では、すでに虐待指標の開発が進んでいるが、それをそのまま我が国に導入することはできない。なぜなら、高齢者虐待の問題については、それぞれの国や地域、文化、歴史、環境、時代の変化によって虐待の起り方や虐待の種類、中身等も異なることが予想されるからである。それゆえ、日本独自の研究をもとにした虐待指標の開発が、わが国高齢者虐待の防止策にとって重要であると思われる。

# 地域における高齢者虐待リスクの実態と予防に関する研究 －虐待要因分析を中心として－

分担研究者 安梅勲江（国立身体障害者リハビリテーション研究所）

本研究は、高齢者虐待の予防のため、在宅高齢者の虐待を受けるリスクと高齢者及び介護者の特性との関連を明らかにする事を目的とし、大都市近郊農村60歳以上の要支援者78名を対象に訪問面接を実施した。被虐待リスクのある者は14人であり、虐待リスクは女性、痴呆、高依存度、失禁、徘徊、感覚障害のある高齢者、及び介護者が嫁の場合高かった。多重ロジスティック回帰分析の結果、徘徊、介護者の健康障害及び対象への無理解がリスク要因として選択された。虐待予防に関し、加齢によるADL低下や痴呆症状への理解を深めるための介護者への教育、痴呆老人に対する具体的な介護法の提供等の有効性が示唆された。

## A. 研究目的

公的介護保険制度の導入を目前に、高齢者虐待問題に対する関心は高まる一方、その実態は、未だ殆ど明らかになっていないといつても過言ではない。日本の家族扶養意識の変化が、これまで隠されていた高齢者虐待の現実を白日のもとにさらし始めている。しかし、日本の高齢者虐待は欧米のそれと比較し、歴史的背景に根差した複雑な様相を持つ。即ち、家族介護を前提とする社会的圧力の中で、耐えてきた介護者の行為という点で、虐待・被虐待の意味付けが困難という特性を持つケースが多数存在することである。

高齢者虐待は 1960 年代の児童虐待、1970 年代の女性虐待に続いて、1980 年代に社会問題として米国で注目され始めた。実態や予防に関する各種の研究が蓄積され、高齢アメリカ人法にその発生の予防や対策に係わる記述が明記されている。これまでに、全米の虐待実態（多々良ら、1998）、また虐待要因として痴呆高齢者（Pillemer、1992）、介護負担感・抑鬱感情（Coyne ら、1993）等が明らかにされている。

一方日本の研究は虐待事例調査が中心であり、

全国在宅介護支援センター 400 か所の調査で 114 ケース（田中、1995）、埼玉県、福岡県、山形県の保健所、市町村、訪問看護ステーション及び在宅支援センター合計 368 か所の調査で 171 ケース（高崎、1995）、近畿の専門職の調査で 42 件（上田、1998）が報告されている。しかしこれらは氷山の一角であるとされている。本来、保健福祉サービスに必須な地域における高齢者虐待の起こるリスクや虐待の関連要因に関する研究は極めて乏しく、予防対策もほとんど講じられていないのが現状である。

われわれはこの事実を鑑み、地域における要介護者全数に対し虐待リスクを客観的に把握し、その実態と関連要因を明らかにすることから、虐待予防の方策を探ることを目的に調査を実施した。

老人虐待の定義について代表的なものとしては、Wolf(1989)の身体的虐待、精神的虐待、物質的虐待、放任、高齢アメリカ人法 の「虐待とは意図的な傷害の行使、不条理な拘束、脅迫、または残酷な罰を与えることによって身体的な傷、苦痛または精神的な苦痛をもたらす行為」等があるものの、米国では州ごと、研究者ごと

定義が異なる。本研究では、米国老人虐待センターの最新の定義である①身体的虐待、②性的虐待、③情緒的/心理的虐待、④金銭的/物質的虐待、⑤放置、⑥自己放任を原則的に採用した。

なお、日本の文化的な背景から、財産を家族で共有する事への抵抗が少なく、高齢者の財産を暗黙の了解により子どもが管理することが多い点を踏まえ、④金銭的/物質的虐待は物質的虐待とし、権利の侵害等という視点を加えた。

専門調査員4人でブレインストーミングを行い、上記の定義を踏まえ客観性、即時判断性を主眼として虐待リスクの調査項目を定めた。

判定に際しては、身体的虐待は、脈拍測定、褥瘡の観察を申し出て可能な限り観察し、他の虐待は、介護者と被介護者を会話や被介護者の環境を通して判定した。調査終了後にミーティングを実施し判定基準の信頼性につき再確認を行なった。判定項目のうち虐待の種類ごとに1項目でも該当したものをその種類の被虐待リスクがあるとし、1種類でもリスクのあった者を被虐待リスクあり群、なかった者を被虐待リスクなし群とし、以下の調査項目との関連を検討した。

## B. 研究対象と方法

対象は、大都市近郊農村S（人口4,702名）に在住する60歳以上の全住民1,134人を対象とした悉皆調査を基に抽出した虚弱及び障害者手帳1、2級取得高齢者全数78人（以下「要支援対象者」とする）である。

看護職、ケースワーカー等保健福祉領域の専門調査員からなる4人で訪問面接法により調査を行った。

調査内容は以下のとおりであった。

1. 虐待の実態
2. 高齢者及び介護者の性、年齢、婚姻状況、家族構成、経済状況

3. 高齢者の特性として、寝たきり度、痴呆度、社会的行為の喪失、高齢者の問題行動について下記の要領で把握し分類した。

- 1) 寝たきり度は、「厚生省寝たきり度判定基準」に基づいて判定し、生活自立と寝たきり（準寝たきり及び寝たきり）に分類した。
- 2) 痴呆度は、「厚生省の痴呆老人の日常生活自立度判定基準」に基づいて判定し、日常生活自立と要介護に分類した。
- 3) 社会的行為の喪失については、厚生省「介護サービス調査票」の社会的行為の項目（電話、調理、選択、留守番、買い物）のすべてができない者を喪失ありとし1つでもできる者をその他とした。
- 4) 高齢者の問題行動は、本人及び介護者の報告及び面接者の観察により失禁、過食、徘徊、騒音、易怒性、暴力の有無で分類し、移動障害、感覚障害については、日常生活に支障をきたす程度のものを有とした。

4. 介護者の特性として、健康状態、高齢者への理解状況、主介護者としての役割葛藤、役割負担感、そして、配偶者、同居家族、同居外親戚の介護者への協力状況を下記の要領で把握し分類した。

- 1) 健康状態については、自覚症状の有無及び過去1年間の有病状況及び通院状況の有無を把握した。
- 2) 高齢者への理解については、疾患、痴呆、加齢によるADLの低下に対する介護者の認識及び受容度を言動から判断した。
- 3) 役割葛藤については主介護者としての役割の受容度を言動から判断し、介護負担感については、介護を重荷に感じることが有る、無しで介護者より回答を求めた。
- 4) 介護への協力の有無は介護者に夫、同居家族、同居外家族から介護への協力が得られるかどうか的回答を求め、交流頻度や不満の訴えを